

平成24年1月12日

## 当省職員の金融商品取引法違反容疑による逮捕について

本日、当省職員が金融商品取引法違反（インサイダー取引）の容疑で、東京地方検察庁により逮捕されました。

事実関係については、今後、捜査当局により解明されることとなりますが、経済産業省としては、

（１）枝野経済産業大臣による大臣談話を発出いたしました。

（２）また、株式等の取引に対する徹底的な意識改革を進めるため、別添のとおり昨年末に内部規則を抜本的に強化し、既に全省を挙げて取り組んでいるところですが、さらに、全職員から内部規則を遵守する旨の誓約書を提出させて、二度とこのような事態を生じさせないよう、取組を徹底してまいります。

今回の事態を極めて重く受け止め、職員一丸となって、公正・中立に職務に邁進していくことを通じて、国民の皆様からの信頼回復できるよう、全力で取り組んでまいります。

## 1. 容疑の概要

当省職員が、大臣官房審議官（商務情報政策局担当）在職当時の平成21年、職務上知り得た情報を基に、エルピーダメモリ株式会社及びNECエレクトロニクス株式会社の株式の取引を行った。

## 2. 逮捕された当省職員と略歴

職員名 木村 雅昭（53歳）

昭和56年4月 通商産業省入省

平成19年7月 大臣官房審議官（商務情報政策局担当）

平成21年7月 資源エネルギー庁資源・燃料部長

平成22年7月 資源エネルギー庁次長

平成23年6月 大臣官房付

(別添)

## 経済産業省

平成 23・12・26 秘第 1 号

平成 23 年 12 月 27 日

経済産業大臣 枝野 幸男

### 株式等の取引に関する内部規則の強化について

#### 1. 株式等の取引の自粛

すべての当省職員（常勤の一般職職員。以下同じ。）は、当面の間、株式等の取引を自粛するものとする。その間、徹底的な意識改革を進める。

当該自粛対象は、自己名義の取引に加え、配偶者等他人名義であっても自らが行う取引を含むものとする。

なお、子弟の進学や病気等の合理的な理由によりやむを得ず株式等の取引を行う場合は、事前に届出を行うものとし、大臣官房首席監察官によるその理由の合理性についての判断・指導に従うものとする。

#### 2. 証券口座の登録

すべての当省職員は、自ら並びにその配偶者及び被扶養者が有するすべての証券口座を、大臣官房首席監察官に登録するものとする。

なお、登録内容に変更があった場合には、変更内容を速やかに大臣官房首席監察官に登録するものとする。

#### 3. 調査等に関する指示の遵守・協力

すべての当省職員は、大臣官房首席監察官が実施する以下の措置に関し、その指示に従うとともに、全面的に協力するものとする。

- 大臣官房首席監察官は、必要に応じ、株式等の取引の有無及び内容につき、当省職員又はその配偶者若しくは被扶養者から聴取する。
- また、必要に応じ、これらの者の同意を得て、上記 2. により登録された証券口座における取引の有無及び内容を証券会社に照会する。

- 加えて、インサイダー取引の懸念が認められる場合には、証券取引等監視委員会に対し、速やかに通報する。

#### 4. その他

上記のほか、大臣官房首席監察官は、研修等を通じ、当省の自主規制及びインサイダー取引規制の具体的内容について、すべての当省職員に対し周知徹底を行う。

なお、本大臣訓令は平成23年12月27日より適用する。

##### (注1) 株式等の取引

金融商品取引法第166条第1項に定める「特定有価証券等の売買等」をいう。特定有価証券等とは、株券、転換社債、新株引受権付社債、普通社債、有価証券先物取引、有価証券オプション取引、有価証券デリバティブ取引などのこと。

##### (注2) 本大臣訓令適用後の現行ルールの特扱いについて

省議決定（平成7年9月28日付「職員の株式等の取引について」）、大臣訓令（平成17年3月15日付「不正な株式等の取引の再発防止について」）の特扱いは、以下の整理のとおり。

現行規制	取扱い
1. 原局原課等の職員は、在職している期間、所管する業種に属する企業の株式の取引を行わない（平成7年9月28日省議決定）	前ページの1.のとおり、全職員が一律自粛
※ 商品先物取引についても、商品先物取引業務担当部署及び上場商品を所管する部署の職員は、在職している期間、当該商品の先物取引を行わない。	継続
2. 未公開株式の譲受けは行わない（平成7年9月28日省議決定） ※ 利害関係者からの未公開株式の譲受けについては、国家公務員倫理規程第3条第1項第5号で禁止されている。	継続
3. 一年間の株取引等について翌年3月中に報告を行う。 (1) 本省審議官級以上の職員（指定職）・・・国家公務員倫理法第7条第1項に基づく。	前ページの1.後段の届出を経て取引を行った場合に提出する
(2) それ以外の全職員（常勤の一般職職員）・・・平成17年3月15日大臣訓令に基づく。	前ページの1.後段の届出を経て取引を行った場合に提出する

(本発表資料のお問い合わせ先)

大臣官房秘書課長 高橋

担当者：井上、千嶋、青木、原

電 話：03-3501-1511（内線：2071～7）

03-3501-1608（直通）